

## 消費者

# 11月1日は計量記念日 「暮らしの中の身近な「はかる」」

ドライブ中のAさんは、車に給油するためガソリンスタンドに立ち寄りました。車の燃料メーターが半分程だったので、ガソリンを満タンに入れたところ、自分が思っていたよりも、ガソリンスタンドのメーター表示の値が大きい気がしました。「思っていたよりも多く入った。」と、なんだか腑に落ちません。

生活の中で、

メーターやはかりが示した値に、疑問を持たず、料金を支払っているケースが多いと思われ



れます。これはメーターやはかりなどの計量器が「正しい」という前提があるからでしょう。

もし、計量器が正しい値を示さなかったり、正しく使われなかったりしたら、どうなるでしょう…。

この身近な「はかる」を守っているのが、適正計量を定めている「計量法」という法律です。

この法の規定では、ガソリンスタンドのメーターや、水道メーター、スーパーなどではかり売りに使われているはかり、学校や病

院などで使われている体重計など、生活の中の身近なはかるものに及び、計量の基準を定めた暮らしの基本となる大切なものです。

消費者センターでは、ガソリンスタンドの給油機メーターの検査や、取引・証明に使われるはかりの検査、スーパーなどで販売されているパック詰め商品の内容量検査など、計量法に基づく正確な計量のための業務を行っています。

11月1日は、「計量記念日」です。長崎市では、この記念日にあわせて、家庭用はかり（体重計、キッチンスケール等）の無料検査を行います。ご家庭にあるはかりが正確か検査してみませんか。

### ◆家庭用はかりの無料検査

- ・日時 10月23日（水）午前10時～正午 場所 西公民館
- ・日時 10月25日（金）午前10時～正午 場所 東公民館
- ・日時 11月2日（土）・3日（日）、午前10時～午後5時 場所 メルカつきまち4階

### ■問い合わせ

消費者センター（☎829・1500）